



環境側面調査等実施要領
【第2版】

制 定 日 平成19年 2月23日

最終改定日 平成19年12月 7日

栃 木 県

(趣旨)

第1条 この要領は、本庁組織の事務事業における環境側面及び環境法令等を調査し、著しい環境側面及び適用可能な環境法令等を特定することを目的とする。

(調査対象)

第2条 調査の対象は、栃木県環境管理マニュアルで定める本庁組織が実施する全ての事務事業とする。

(調査内容)

第3条 調査内容は次のとおりとする。

(1) 環境側面調査

環境側面の区分

各課室所は、別記1(環境側面の区分方法)により、所管する各事務事業が下表のA~Eのいずれの環境側面を持つのかを調査し、環境側面区分票(様式431-01)を作成する。

環境側面の区分			内容
有益	A	有益な環境側面	環境関連施設の整備や環境学習の推進など、環境の保全及び創造に資するもの
有害	I	オフィス活動に係わる環境側面	栃木県庁環境保全率先実行計画 二期計画 の対象としている、庁舎内での電気・水道・ガス・紙等の使用やごみの排出、公用車使用による燃料消費など
	U	公共工事に係わる環境側面	公共工事における大気汚染物質・汚水・廃棄物の排出、騒音の発生など
	E	その他有害な環境側面	I、U以外で環境に対して有害な影響を及ぼすもので、庁舎管理やイベント開催等における大気汚染物質・汚水・廃棄物の排出、騒音の発生など

環境影響評価

各課室所は、において「E 有害な環境側面(その他有害な環境側面)」に区分した事務事業がある場合は、別記2(環境影響評価の方法)により環境影響評価を実施し、環境影響評価票(様式431-02)を作成する。

(2) 環境法令等調査

環境法令等の有無

各課室所は、(1) で作成する環境影響評価票(様式431-02)により、「E 有害な環境側面(その他有害な環境側面)」を持つ事務事業に対し、適用を受ける環境法令等の有無を確認する。なお、A~Uの環境側面を持つ事務事業については、事務局において確認する。

環境法令等の内容

各課室所及び事務局は、別記3(法的及びその他要求事項の調査方法)により、で確認した環境法令等の名称、規制内容等について調査し、法的その他要求事項調査票(様式432-01)を作成する。

(著しい環境側面の判断基準)

第4条 著しい環境側面の判断基準は、下表のとおりとする。

環境側面の区分			著しい環境側面の判断基準
有益	ア	有益な環境側面	別添「栃木県環境基本計画 重点プロジェクト指標一覧」に関連する事務事業は、著しい環境側面を持つ
有害	イ	オフィス活動に係わる環境側面	すべてのオフィス活動、公共工事は、著しい環境側面を持つ
	ウ	公共工事に係わる環境側面	
	エ	その他有害な環境側面	次に該当する事務事業は、著しい環境側面を持つ ・環境影響評価票において、評価点が10点以上となったもの ・緊急事態可能性があると判断したもの ・その他、全庁環境管理責任者（環境森林部長）が重要と認めるもの

(登録簿の作成)

第5条 全庁環境管理責任者（環境森林部長）は、第3条の調査結果及び前条の判断基準に基づき、著しい環境側面及び適用可能な環境法令等を特定し、「著しい環境側面登録簿」及び「法的その他の要求事項登録簿」を作成する。

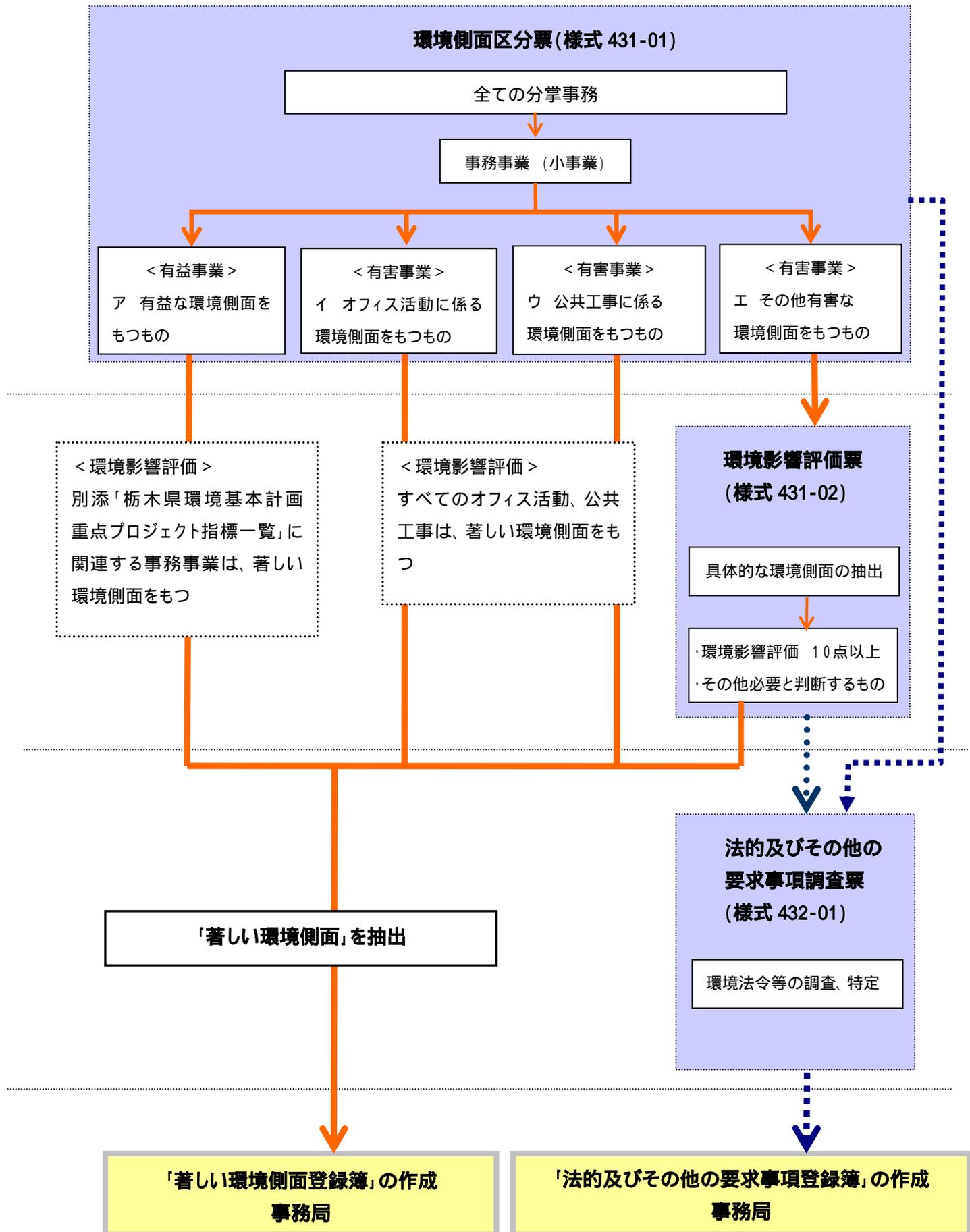
附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

< 参考 > 環境側面調査等の実施フロー



別記1：環境側面の区分方法

調査対象：全ての事務事業

調査様式：環境側面区分票（様式 431-01）

記入方法

（1）作成日等

対象年度、作成日、課室所名、記入者名を記入する。

（2）整理番号

空欄のままにしておく。

（3）分掌事務名

栃木県行政組織規程等に記載されている各課室所の分掌事務名を全て記入する。

栃木県行政組織規程等とは、栃木県行政組織規程、栃木県教育委員会事務局組織規程、栃木県人事委員会事務局の組織に関する規程、栃木県労働委員会組織規程、栃木県議会事務局組織規程、栃木県監査委員事務局規程、栃木県企業局組織規程及び栃木県警察本部組織規程をいう。

（4）事務事業名（小事業名）

各分掌事務に対して、各課室所が実施している事務事業名（小事業名：予算執行上の単位事業等）を記入する。なお、1つの分掌事務に複数の事務事業（小事業）がある場合には、行を変えて記入する。

該当する事務事業名（小事業名）がない場合は、当該分掌事務の内容等を記入
予算措置がなくても、各種計画の進行管理等事務として行っているものについては記入

（5）事務事業活動に伴う環境側面の区分

各小事業（該当する小事業がない場合には、分掌事務の内容）が、以下のア～エの環境側面を持つものかを判断し、該当する欄に 印を記入する。なお、アの有益な環境側面を持つとした事務事業のうち、別添「栃木県環境基本計画 重点プロジェクト指標一覧」に関連するものは、一覧上の番号を記入する。

ア 有益な環境側面

環境関連施設の整備や環境学習の推進など、環境の保全及び創造に資するもの

イ 有害な環境側面（オフィス活動に係わる環境側面）

栃木県庁環境保全率先実行計画 二期計画 の対象としている、庁舎内での電気・水道・ガス・紙等の使用やごみの排出、公用車使用による燃料消費など

ウ 有害な環境側面（公共工事に係わる環境側面）

公共工事における大気汚染物質・汚水・廃棄物の排出、騒音の発生など

エ 有害な環境側面（その他有害な環境側面）

イ、ウ以外で環境に対して有害な影響を及ぼすもので、庁舎管理やイベント開催等における大気汚染物質・汚水・廃棄物の排出、騒音の発生など

< 注意事項 >

事務事業が持っている環境側面を考える手順としては、まず アの環境側面 を持つかを考えることとし、次にイ～エのどの環境側面を持つかを考える。

公共工事の目的は、環境に有益である場合がある反面、その手段・過程において環境に有害な環境側面（建設廃棄物の発生、資材の消費など）を持つため、ア、ウの両方に該当することとする。

エの環境側面を持つとした事務事業については、環境影響評価票（様式 431-02）を作成する。

別記2：環境影響評価の方法

調査対象：環境側面区分票（様式 431-01）において、「工 有害な環境側面（その他有害な環境側面）」を持つとした事務事業

調査様式：環境影響評価票（様式 431-02）

記入方法

（1）作成日等

対象年度、作成日、課室所名、記入者名を記入する。

（2）整理番号

空欄のままにしておく。

（3）分掌事務名

環境側面区分票（様式 431-01）において記入した分掌事務名を記入する。

（4）事務事業名（小事業名）

環境側面区分票（様式 431-01）において記入した事務事業名（小事業名：予算執行上の単位事業等）を記入する。

（5）活動内容

事務事業を行う際に生じる、環境に影響のある活動内容について記入する。

（6）環境側面

それぞれの事務事業の活動内容により、引き起こされると考えられる環境に影響を及ぼす原因（排気ガスの排出、燃料の消費、廃棄物の発生 etc）を記入する。なお、活動内容が同じでも環境側面が複数ある場合には、それぞれの環境側面ごとに行を変えて記入する。

（7）環境影響項目

各環境側面から生じる環境影響について、該当する欄に 印を記入する。なお、1 つの環境側面から複数の環境影響が生じると考えられる場合には、そのうち最も影響が大きいと思われる項目に 印を記入し、その他のものには 印を記入する。

（8）影響区分

県職員が業務を直接実施している場合には「直接」の欄に、委託業務などの場合には「間接」の欄に 印を記入する。ただし、委託業務であっても本庁課室にて直接管理できる（影響を行使できる）場合は、「直接」の欄に 印を記入する。

(9) 環境影響評価

「(7)環境影響項目」で 印を記入した環境影響項目について、「a 負荷の程度」、「b 負荷の量」、「c 負荷の頻度」の3つの視点から、環境側面が環境へ及ぼす影響について、次の方法により評価をし、点数付けを行う。

a 負荷の程度 環境影響項目により評価する。

	環境影響項目	評価点
地球規模	地球温暖化	3点
	オゾン層の破壊	
	生態系への影響	
	天然資源の枯渇	
地域規模	廃棄物の排出	3点
	大気汚染	2点
	水質汚濁	
	地下水の枯渇	
	土壌汚染	
	地盤沈下	
	アメニティ()の低下	
局所規模	騒音・振動	1点
	悪臭	
	日照・電波障害	

アメニティ 快適環境と訳され、一般的には、豊かな緑、さわやかな空気、静けさなど「総合的な生活環境の快適さ」を言う。

b 負荷の量 1回あたりの発生量又は使用量を次の区分により評価する。

評価基準	評価点
多量のもの	3点
中程度のもの	2点
少量のもの	1点

c 負荷の頻度 発生回数又は使用回数を次の区分により、評価し、評価点を記入する。

評価基準	評価点
ほぼ毎日	3点
月に数回程度	2点
上記以外	1点

d 計 a～cを評価し、各欄に評価点を入力すると、次の算定式により自動計算され結果が記入される。

$$(\text{「a 負荷の程度」} + \text{「b 負荷の量」}) \times \text{「c 負荷の頻度」} = \text{「d 計」}$$

(10) 緊急事態可能性

事故等による通常では起こらない環境への影響や自然災害等による重大な環境への影響が想定される場合には、 印を記入する。

(想定される緊急事態の例)

環境側面 (例)	緊急事態 (例)
重油タンクの保守	地下タンクの破損による重油の漏洩
PCB の保管	PCB の漏洩

(11) 法的要求事項等

環境側面について、法律や条例等の法的な規制を受けるもの、あるいは地域協定などの対象となる場合には、 印を記入する。

(環境側面に適用される法規制等の例)

環境側面 (例)	法規制等 (例)
大気汚染物質の発生	大気汚染防止法
農薬の使用	農薬取締役法
重油の使用	消防法

(12) 著しい環境側面

次に該当する事務事業について、 印を記入する。

- ・「(9)環境影響評価」において、評価点が10点以上となったもの
- ・「(10)緊急事態可能性」に 印を付したもの

< 注意事項 >

「(11)法的要求事項等」欄に 印をつけた事項については、その事項ごとに法的及びその他の要求事項調査票 (様式 432-01) を作成する。

別記3：法的及びその他要求事項の調査方法

調査対象：環境影響評価票（様式 431-02）において関連法令等があるとした事務事業

調査様式：法的及びその他要求事項調査票（様式 432-01）

記入方法

(1) 作成日等

記入年月日、課室所名、記入者名を記入する。

(2) 整理番号

空欄のままにしておく。

(3) 分掌事務名

環境影響評価票（様式 431-02）において記入した分掌事務名を記入する。

(4) 事務事業名（小事業名）

環境影響評価票（様式 431-02）において記入した事務事業名（小事業名：予算執行上の単位事業等）を記入する。

(5) 規制を受ける環境側面

環境影響評価票（様式 431-02）において記入した該当する環境側面を記入する。

(6) 対象施設の名称・型式・基数等

施設の名称、型式、設備の規模や能力（仕様）、設置基数等を記入する。

(7) 法令等名

法令等の具体的な名称を記入する。

(8) 法規制等内容

法律該当事項（排出基準の遵守、測定義務など）とその根拠となる法令等を記入する。

(9) 主な要求事項

ア 基準値

適用がある場合には、法規制等の基準値を記入する。

イ 届出

適用がある場合には、その内容（いつ、何処に、何を届け出たか）を記入する。

ウ 責任者・資格関係選任

適用がある場合には、「資格名及び資格者氏名」を記入する。

エ 記録（測定点検記録、マニフェスト等）の保管

適用がある場合には、記録の種類と保管年を記入する。

オ その他

「(4)事務事業名(小事業)」で記入した内容、「(8)法規制等内容」で記入した内容について記入する。

(10)登録区分

空欄のままにしておく。

法的その他の要求事項調査票（様式 432-01）

(様式432-01)

法的及びその他の要求事項調査票

(1)	年 度		作 成 日	
	課室所名		記入者名	

調査項目		内 容		
(2) 整理番号				
(3) 分掌事務名				
(4) 事務事業名(小事業名)				
(5) 規制を受ける環境側面				
(6) 対象施設の名称・型式 ・基数等				
(7) 法令等名				
(8) 法規制等の内容 (排出基準の遵守, 測定義務) (第〇条)				
主 な 要 求 事 項	ア 基準値	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 適用なし	【規制基準値】	
	イ 届出	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 適用なし	【届出の内容】	
	ウ 責任者 資格関係選任	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 適用なし	【資格名】	【資格者】
	エ 記録 (測定点検記録, マニフェ スト等)の保管	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 適用なし	【記録の種類】	【保管年】
	オ その他 (事務事業の内容, 法律 該当事項の内容等)			
(10) 登録区分				

(別添) 栃木県環境基本計画 重点プロジェクト指標一覧

第5章 重点プロジェクト	指 標	No.
地球温暖化防止	県庁の温室効果ガス排出量	1
	人工林の間伐実施面積	2
	保安林の指定面積	3
水環境保全	公共用水域の環境基準(BOD)達成率	4
	生活排水処理人口普及率	5
	浄化槽普及人口	6
	下水道普及率	7
	多自然型川づくりの整備延長	8
	河川愛護活動の参加人数	9
	環境マネジメントシステム推進	ISO14001審査登録件数
エコアクション21認証登録事業所数		11
グリーン調達推進方針策定市町村の割合		12
環境学習推進	環境学習関連事業を実施している市町村の割合	13
	県・市町村における環境学習関連事業実施件数	14
	こどもエコクラブ参加者数(累計)	15
	環境教育研修参加者数(累計)	16
	インターネット版環境講座の受講回数	17
	自然観察会等に参加した人数	18
リサイクル社会とちぎ	生活系廃棄物の排出量	19
	事業系廃棄物の排出量	20
	一般廃棄物の再生利用率	21
	産業廃棄物の再生利用率	22
	とちの環エコ製品認定数	23
	下水道、農業集落排水施設から発生する汚泥のリサイクル量	24
	堆肥の生産履歴表示に取り組む畜産農家戸数	25
	バイオマスタウン構想等策定市町村の割合	26
	一般廃棄物の最終処分率	27
	産業廃棄物の最終処分率	28
	ごみ処理広域化計画に対応した焼却施設の整備数(市町村設置分)	29
	産業廃棄物の不法投案件数	30
	廃棄物監視員を設置する市町村の割合	31
	野生生物保全	鳥獣保護区面積
シカの生息密度		33
豊かな「森と緑」の保全・創造	人工林の間伐実施面積	34
	森林ボランティアの活動人数	35
	保安林の指定面積	36
	緑づくり活動の参加人数	37
	緑の相談所の利用者数	38
	道路緑化延長	39
	「緑の基本計画」策定市町村の割合	40

は再掲